

議案第61号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員の旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法第16条第2号から第5号まで」を「法第16条各号」に改める。

(つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第28条第3項第4号ア及び第32条第1項中「法第7条第5項第4号イからチ」を「法第7条第5項第4号イからリ」に改める。

(つくばみらい市下水道条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市下水道条例(平成18年つくばみらい市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号中「次条第1項第5号アからエ」を「次条第1項第5号アからオ」に改める。

第6条の3第5号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続き開始の決定を受けて」に改め、同号エ中「アからウ」を「アからエ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

第6条の6中「あったとき」の次に「、第6条の3第5号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

第6条の8に次の1項を加える。

4 主任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該主任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

(つくばみらい市表彰条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市表彰条例(平成18年つくばみらい市条例第147号)の一部を

次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくばみらい市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例案を提出するものです。

つくばみらい市職員の旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第37号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において<u>法第16条各号</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において<u>法第16条第2号から第5号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p>

つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第77号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(業の許可)</p> <p>第28条 一般廃棄物の収集、運搬を業として行う者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者が(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第7条第5項第4号イからリ</u>までのいずれかに該当する者 イ～エ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(業の許可の取消し及び停止命令等)</p> <p>第32条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が<u>法第7条第5項第4号イからリ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは処理施設への搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(業の許可)</p> <p>第28条 一般廃棄物の収集、運搬を業として行う者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者が(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第7条第5項第4号イからチ</u>までのいずれかに該当する者 イ～エ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(業の許可の取消し及び停止命令等)</p> <p>第32条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が<u>法第7条第5項第4号イからチ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは処理施設への搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p>

つくばみらい市下水道条例(平成18年つくばみらい市条例第104号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第5号アからオ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続き開始の決定を受けて</u> 復権を得ないもの</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第5号アからエ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者</u>で復権を得ないもの</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(新設)</p>

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者

(6) (略)

(変更の届出等)

第6条の6 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第6条の3第5号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(排水設備主任技術者)

第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を専属させなければならない。

2・3 (略)

4 主任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該主任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がある者

(6) (略)

(変更の届出等)

第6条の6 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき_____

_____, 又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(排水設備主任技術者)

第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を専属させなければならない。

2・3 (略)

(新設)

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第136号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により <u> </u>免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前条各号(<u>第3号</u>を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p>

つくばみらい市表彰条例(平成18年つくばみらい市条例第147号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 前3条に掲げる者で次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 前3条に掲げる者で次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>